

内閣官房内閣人事局調査官の募集について

1 採用予定官職

内閣事務官（内閣官房内閣人事局調査官）

2 職務内容・求められる能力

（１）職務内容

複雑多様化する行政ニーズに迅速かつ的確に対応できるよう、職員の採用に当たっては、多様で有為な人材を確保する必要があります。そのためには国家公務員志望者の拡大を図り、優秀な人材を幅広く採用できるよう、各府省と連携・協力し、多様な対象に向けて、ホームページなどによる情報発信の強化や、オンラインの活用を含む説明会、イベントの開催など、国家公務員の魅力等を伝えるための積極的な広報活動を行うことが重要です。このような業務の企画立案・実施及び関係する人事行政に関する業務を管理職として担当する職員を募集します。

（２）求められる能力

- ①課題の的確な把握・分析及びそれに対する施策の企画立案・実施能力
- ②各府省及び関係機関との調整能力
- ③諸情勢を踏まえた適切な判断能力

3 募集人員

1名

4 採用予定期間

令和2年8月1日 ～ 令和4年7月31日（予定）
（職務の状況によって、任期の更新もあり得ます。）

5 応募資格

上記2の職務内容に従事することにかんがみ、以下の①～⑤のすべての要件を満たす方とします。

- ① 大学卒業又は同等以上の学歴を有すること。
- ② 例えば以下のような広報活動等の企画立案・実施に携わった経験を有すること。
 - ・採用等に関するイベントの開催
 - ・Facebook、Twitter等を活用した採用等の活動
 - ・採用等に係るパンフレット、HP等の作成
- ③ マネジメント業務に従事した経験を有すること。
- ④ 当該採用期間にわたり継続して勤務が可能であること。
- ⑤ 日本国籍を有していること。

なお、以下のいずれかに該当する方は、応募できません。

- ・平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から二年を経過しない者
- ・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、又はこれに加入した者

6 待遇等

(1) 採用形態

- ・ 「一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律」により、任期付の常勤の国家公務員として採用します。
- ・ 現職の国家公務員の場合は、内閣官房への人事異動となります（任期は原則として2年間の予定）。

(2) 給与

給与については、これまでの経歴等を考慮の上、国家公務員の給与規定（一般職の職員の給与に関する法律等）に基づき、決定します。

(3) 勤務時間・休暇

勤務時間：午前9時30分から午後6時15分（昼休み1時間を含む。土、日、祝日、年末・年始（12月29日から1月3日）を除く。必要に応じて超過勤務あり。また、フレックスタイム制の適用も可能です。）

休 暇：年次休暇20日（年の途中で新たに職員となった場合には、その年の在職期間に応じて決定。8月1日採用の場合は10日）、特別休暇、病気休暇、介護休暇

(4) 加入保険等

国家公務員共済組合に加入

7 選考方法

一次選考：書類審査

二次選考：面接

※ 書類審査の結果、二次選考を行うこととなった方のみ二次選考の日時・場所等をご連絡いたします。

8 勤務地

内閣官房内閣人事局（千代田区永田町1-6-1 中央合同庁舎第8号館）

9 応募方法

次の書類を令和2年6月3日（水）（必着）までに以下の提出先に郵送してください。

（応募書類は返却いたしません。なお、応募書類に記載された個人情報につきましては、本採用に関する手続以外の目的には使用いたしません。）

(1) 提出書類

- i 履歴書（市販の用紙で可）※写真貼付
- ii 志望理由をまとめたもの（A4横書き）
- iii これまでに従事した業務の内容を具体的にまとめたもの（A4横書き）

(2) 応募期限

令和2年6月3日（水）（必着）

(3) 提出先

〒100-8968 東京都千代田区永田町1-6-1

内閣官房内閣人事局 職員担当

電話 03-6257-3732

(4) その他

書類提出の際には、封筒の表に「**内閣官房内閣人事局調査官応募**」と**朱書き**してください。

10 その他

- (1) 現在、職に就いている方は、採用時に当該所属先から退職する必要があります（休職は不可）。なお、国家公務員が応募する場合は、所属する各府省の人事担当課を通じて応募してください。
- (2) 採用内定者には、自己負担により任意の医療機関で、健康診断を受診していただきます。
- (3) 採用後はマイナンバーカードを身分証として使用することとしていますので、あらかじめマイナンバーカードの取得を行う必要があります。